生かそう憲法
くらしと政治に

あおぞら

2010年 8月1日 Vol.41

発行
あおぞら法律事務所
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目7番11号
TEL 092-721-1425 FAX 092-721-1498

photo 前田 豊

「博多湾の夕暮れ」

志賀島から小呂島を望む風景です。
志賀島からは、小呂島や能古島が間近に見えます。博多港は、昔から那ノ津として栄え、大陸や半島との交易等の舞台になりました。ここは、古代からの交易船や元寇の船が往来した水域です。

あおぞら法律事務所

弁護士 前田 豊
弁護士 古屋 勇一
弁護士 古屋 令枝
弁護士 小宮 和彦
弁護士 中村 伸子
弁護士 大橋 征平

行ってみたいところ

弁護士 前田 豊

ドイツのアウトバーン。愛車プジョーを駆って自由に走ってみたい。時速130kmを超えて事故が起こったら過失が推定されるそうですが…

弁護士 古屋 勇一

月並みですが、ヨーロッパですね。欧米には興味はなかったのですが、ダン・ブラウンの「ダ・ヴィンチ・コード」や「天使と悪魔」を読むと、つい、描かれている美術品、建築、町並みなどを実際に見たくなります。

弁護士 古屋 令枝

桜の季節は桜前線を追い、紅葉の季節は紅葉を追って行きたいと毎年思ってます。

弁護士 小宮 和彦

南太平洋の孤島プカプカ島。いつかホームステイに来た、いつもランニング姿で目がとてもきれいだった少年マオナの島。マオナはどうしているかな。B型肝炎訴訟が解決したら行ってみたい!

弁護士 中村 伸子

もし時を超えて行けるなら、2004年12月×日○△劇場に行って、あのミュージカルを観劇したいです。

弁護士 大橋 征平

現在、福岡に来てから6箇月以上経ちましたが、未だに福岡の観光地にはどこにも行けてません。福岡にいる間に、最低でも1箇所は行きたいと思っています。

行ってみたいところ

橋本 絵美
TVでハワイのホノルルマラソンを見て、家族と「いつかみんなで参加したいね〜」と盛り上がりました。けれど、マラソンといえば数十年前の中学生時代のマラソン大会。2kmしか走ったことがない私は、まずジョギングからはじめなければ…。

石橋 由香
行ったことない所ならどこでも!とにかく好奇心旺盛で、フットワークの軽さには自信があるので、常々、次はどこ行こうかなぁと思っています。お陰で旅行貧乏ですが、プライスレスな旅の思い出は豊富ですよ♪

平島 照巳
サッカーW杯を観に行きたいです。世界のスーパースター達のプレーを生で観てみたい!今年は無理でしたが2014年には行ってるかな!? GO TO ブラジル!

高津 千絵
高知県に行きたいです。香北町にある「アンパンマンミュージアム」に行って施設内にあるショップでキャラクターグッズを買って楽しんだり、坂本龍馬ゆかりの地を訪ねてみたいです。

森 礼子
スペイン バルセロナです。ガウディの建築物、カサ・ミラやグエル公園…。サグラダファミリア、死ぬ前に一度は見ておきたいなぁ。

佐藤 亨恵
パリ・ウィーン・ザルツブルグ・マイヤーリンク…。大好きな物語たちの舞台になった場所を巡る旅がしたいです。でも、マイヤーリンクって何処なんだろう…?

裁判員制度のバックボーンを考える

弁護士　前田　豊

裁判員制度は陪審制と参審制の中間

裁判員制度は、国民が司法に参加する制度の一つであり、陪審制と参審制の中間的な制度です。裁判員が一回限りで選挙人名簿から無作為に選ばれることは陪審制に近く、裁判員が職業裁判官と一緒に審理を行い量刑まで判断する点では参審制に近いのです。

世界の先進諸国では、陪審制か参審制をとる国が圧倒的です。陪審制はイギリス、アメリカ、デンマークなど、参審制はドイツ、フランス、イタリアなどです。陪審と参審は、歴史的に発展してきたので、国によって時代によっていろいろです。

裁判員制度は、陪審と参審の中間ですが、国民が司法に参加する制度であることには変わりませんので、まず陪審を手がかりに述べることとします。

民主主義そのもの、または民主主義の学校

陪審は、イギリスで始まり、フランス革命を経て、アメリカに伝わりました。それを見て、19世紀、フランスのトクヴィルは、「陪審制は政治制度である」と言い、陪審制が国民主権の一形態であることを強調しました。イギリスのミルは、トクヴィルの主張を受け、個々の市民に対する陪審制の教育的な意味を強調しました。陪審制は民主主義そのもの、またはその学校というわけです。

日本では

日本では、明治初期に、ミルの考えが紹介されました。大正時代に陪審法が制定され、昭和3年から昭和18年まで陪審裁判が実施されました。戦況が泥沼に入る昭和18年には、「陪審法の停止に関する法律」で停止され、太平洋戦争が終わるまで陪審制を停止することになりました。この状態は今も変わりません。ですから、法律上は今でも「陪審法」があり、停止されています。なんだか変ですね。

裁判員法第1条は、裁判員制度の目的を書いています。それは「司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上に資すること」です。そのため、「裁判員法第1条は、これまでの刑事裁判の反省の上に立っていない」と批判されますが、この第1条は、トクヴィルやミルの考えに源流がある、陪審制の伝統的な考えによったのだと思います。

刑事裁判の改革

でも、陪審や裁判員にはもう一つの目的や効果があります。

それは刑事裁判の改革です。

明治初期の岩倉使節団は、フランスの陪審法廷を見学し、弁護人もいて多数の陪審員が判断するから、「冤枉ナカルベシ」（冤罪はないはずだ）と報告書に書きました。福沢諭吉は、西南戦争ののちに西郷隆盛を裁くのに陪審裁判で裁くよう主張しました。佐賀の乱の江藤新平を実質的な裁判をせずに処刑したことの反省の上に立っていたといいます。

明治中期、自由民権運動家は、明治憲法に陪審制を入れるよう求めました。でも、明治時代には陪審制は実現しませんでした。

大正デモクラシーのあと、ようやく陪審法が成立しました。当時の大逆事件などで捜査が目茶苦茶であったことが陪審制導入のきっかけになったと言われます。大逆事件で幸徳秋水の弁護人であった花井卓蔵は、帝国議会貴族院で、陪審法制定の大演説をしています。

昭和3年、治安維持法被告事件の弁護人、布施辰治は、治安維持法被告事件に陪審制を適用するよう主張しました。しかし、政府は、事件を国民の目からそらすため、治安維持法事件を陪審制の対象外としました。

戦後すぐ、布施辰治は、憲法制定にあわせて私案を発表し、「司法及ビ行政裁判ハ陪審制ニヨリ行フ」として、憲法に陪審制を規定するよう主張しました。有名な高野岩三郎、憲法研究会や、日本共産党も陪審を憲法に入れるよう主張しました。

あいにく、憲法に陪審制は入りませんでしたが、裁判所法第3条では「刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない」と規定されました。

今回の司法改革でも、刑事訴訟法学者の平野龍一氏は、日本の刑事裁判は有罪率が99%で、無罪の推定が働くどころか有罪を確認する手続になっていると指摘し、「日本の刑事裁判はかなり絶望的である」から、その解決には陪審制か参審制を採用するほかないのではないか、と予言していました。

裁判員法と刑事裁判

裁判所は、初め陪審や裁判員に消極的でしたが、制度ができると、一転して、刑事裁判を変える方向を考えました。不充分ですが、検察官に証拠開示を求め、調書に可視化を求めたのはその表われです。

裁判員裁判はこれからさらに難しい事件を扱うことになり、無罪推定の原則に忠実で、裁判員が裁判官に堂々と意見がいえるような評議の環境が重要になります。同時に、取調べの全過程を録画・録音すること（可視化）や、検察官手持ち証拠の全面開示などが必要です。

また、裁判員制度を、もっと陪審制に近づけることも要検討です。

憲法と裁判員制度

日本国憲法は陪審制や裁判員制を禁止していません。憲法第32条には「何人も《裁判所》において裁判を受ける権利を奪われない」と規定されており、明治憲法第24条が「《裁判官》ノ裁判ヲ受クルノ権ヲ奪ハルルコトナシ」としたのと対照的です。「陪審の制度を設けることを妨げない」という裁判所法第3条はさらに陪審に近づいていると思います。

「裁判員の出頭義務は、憲法に義務として定められていないので、憲法違反」という意見もありますが、裁判員の要件は相当合理的に定められていますから、直ちに憲法違反とはいえないでしょう。それに、刑事裁判・民事裁判・国会への証人出頭も義務とされており（刑訴法、民訴法、国会法）、出頭義務違反には刑罰もありますが、実際に刑罰を適用することはまずありません。裁判員も同じでしょう。もちろん、証人と裁判員では違いがありますが、憲法に規定されていない国民の義務という点では同じですから、裁判員の場合だけが憲法違反とはいえないと思います。だから、裁判員制度は憲法に違反するという考えに、私は同調できません。

但し、死刑制度については、少なくとも死刑の執行を停止する手続をして、死刑制度について国民的な議論をすることが必要だと思います。日弁連もその意見です。みなさんは、どう思いますか。

連載

正しい裁判員になるために

第4回　裁判員に選ばれるまでの流れ（後半その2）

弁護士　古屋勇一

1　裁判員が選ばれるまでの手続き（後半その2）――裁判所での選任手続

前回は、実際に事件が発生し被告人が起訴された後公判が始まるまでの間に行われる呼出状の送付まで説明しました。今回は、いよいよ、実際に裁判所に出かけて行ってそこで行われる選任手続（左の流れ図の3番目）について説明します。

裁判員候補者名簿作成（前の年の秋頃）
裁判員候補名簿記載通知の送付
⇩
具体的事件の裁判員候補者選定（五〇～一〇〇名）
呼出状（選任手続期日のお知らせ）の送付
⇩
選任手続期日（地方裁判所）
⇩
公　判　手　続

（選任手続期日）

10月26日、花子さんは、呼出状で指定された9時30分より少し前に福岡地方裁判所に行きました。案内された裁判員候補者待合室の中は、正面に向かって数10脚の椅子が並べられ、正面には大画面の液晶テレビが置かれていました。

ほかの候補者も集まり、裁判所の職員の人が、正面のテレビの横に立って、テレビの映像を使って次のような説明を始めました。

【制度の説明とスケジュール説明】

まず、裁判員裁判についての説明がありました。

次に、その日の選任手続のスケジュールの説明がありました。「事件の概要説明→質問票の記入→裁判長による質問」という順番で進行するということでした。

【事件の概要説明】

引き続き、事件の概要の説明がなされました。

まず、起訴状という書類を職員の人が読み上げました。専門用語みたいな難しい表現がありましたが、意味を分かりやすく説明してくれたので、花子さんはすぐに事件の内容を理解することができました。

事件名は、殺人未遂被告事件というもので、被告人のAさんという人が、職場の同僚のVさんという人の腹をナイフで刺し、幸いVさんは死ななかったものの、約2ヶ月間の治療が必要な大怪我を負ってしまったというものでした。もちろん、事件が起きた日時や場所も説明されました。

裁判所の職員の人が、「これは、検察官が主張している事実であって、実際にこの事実があったかどうかは分かりません。それをこれから裁判で審理していくのです。」と注意されていたのが花子さんの印象に残りました。

4　質問票（当日用）への記入

次に、全員に配布された「質問票（当日用）」というアンケート用紙のようなものに各自記入するよう言われました。花子さんは、どれも当てはまらなかったので、「ない」、「知らない」を丸で囲んで提出しました。

【事件に関連する不適格事由など】

前回（第2回）は、すべての事件について、裁判員になれない職業や裁判員になることを辞退できる場合などについて説明しました。しかし、今回の選任手続は、具体的な事件との関係で裁判員になれない人（事件に関連する不適格事由）が間違って選ばれないようにすることが主な目的になります。

具体的な事件との関係で裁判員になれない人とは、要するに事件や事件関係者と特別な関係があるため、冷静な目で公平な裁判をすることを期待するのが難しいと思われる人などです。具体的には次のような人です。

① その事件の被告人又は被害者
② 被告人又は被害者の親族又は元親族、法定代理人・後見監督人・保佐人など、同居人・被用者（雇われている人）
③ その事件について告発などした人
④ その事件に関して、証人や鑑定人になった人
⑤ その事件について代理人・弁護人になった人
⑥ その事件について検察官・警察官や検察審査員などの職務を行った人、あるいは、その事件について裁判官として関与した人

このほかに、法律は、その事件や事件関係者と無関係でも、裁判所によって「不公平な裁判をするおそれがある」と判断された人も裁判員にはなれないと定めています。

5　質問手続

質問票の回収が終わったところで、質問手続に移ります。通常の流れは次のとおりです。

裁判官3人（4人制の裁判員裁判の場合（速報第1回参照）は1人）と検察官、弁護人が部屋に入ってきます。

質問の方法は、時間節約のため、全員に対して同時に質問をする集団質問の方法と別の部屋に移ってもらって個別に質問する個別質問の方法の2つの方法を併用することが多いでしょう。呼び出された候補者が多数の場合いくつかのグループに分けることもあります。

集団質問では、裁判長が、部屋の中の候補者全員に向かって質問をします。

通常は、質問票の質問と同じような質問をしたり、「今日から裁判が終わる予定の○日まで裁判に参加することについて支障がある方はいらっしゃいますか。」とか、「裁判員裁判に参加するについて不安な点や疑問がある方いらっしゃいますか。」などの質問をします。あると答えた候補者の中で個別に事情を聞いたほうがよいと思われる人については個別質問に移ってもらうことになります。また、質問票の回答内容から具体的な事情を個別に質問したほうがよいと判断された候補者も個別質問に移ってもらいます。そのほかの人には個別質問はなされません。

個別質問は、法律上決められた辞退の理由があるかどうか判断するため、参加に支障がある事情を尋ねられたり、また、公平な裁判をすることができるかどうかという判断のために、事件や事件関係者との関係、報道による影響等について質問がなされます。

集団質問も個別質問も質問をするのは裁判長だけです。

6　裁判員の選任（不選任決定とくじ）

質問手続が終了した後、別室で、裁判官は、検察官や弁護人の意見を聞いて、不適格事由があるとか公平な裁判をすることができないと思われる候補者や辞退を認める候補者を決めます（不選任決定）。また、検察官と弁護人は、それぞれ、4人まで（4人制の裁判員裁判の場合は3人）、理由を示さないで、不選任決定をすることを請求できます。

このようにして残った候補者について、くじで6人（4人制の場合は3人）の裁判員と必要な数の補充裁判員も選びます（選ばれなかった候補者全員には不選任決定）。

補充裁判員は、審理の途中で裁判員が病気などで裁判に参加できなくなった場合の補欠の裁判員で、裁判員と一緒に最初から最後まで裁判に立会います。補充裁判員を選ぶかどうかやその人数はその事件を担当する裁判所が決定します。通常は、2人又は3人程度が多いようです。

花子さんが、候補者待合室で待っていると。裁判官たちが戻ってきて、裁判員6人、補充裁判員2人に選ばれた人の番号を読み上げました。何と花子さんの番号もその中に入っていたのです。

選ばれなかった人たちは、ここで解放です。くじで外れたのか、不公正な裁判をするおそれがあると判断されたのかなど、選ばれなかった理由は発表されません。

裁判所の選任手続に参加し裁判員や補充裁判員に選ばれなかった候補者も日当を受け取ることができます。

次回は、いよいよ、公判手続の説明に入ります。